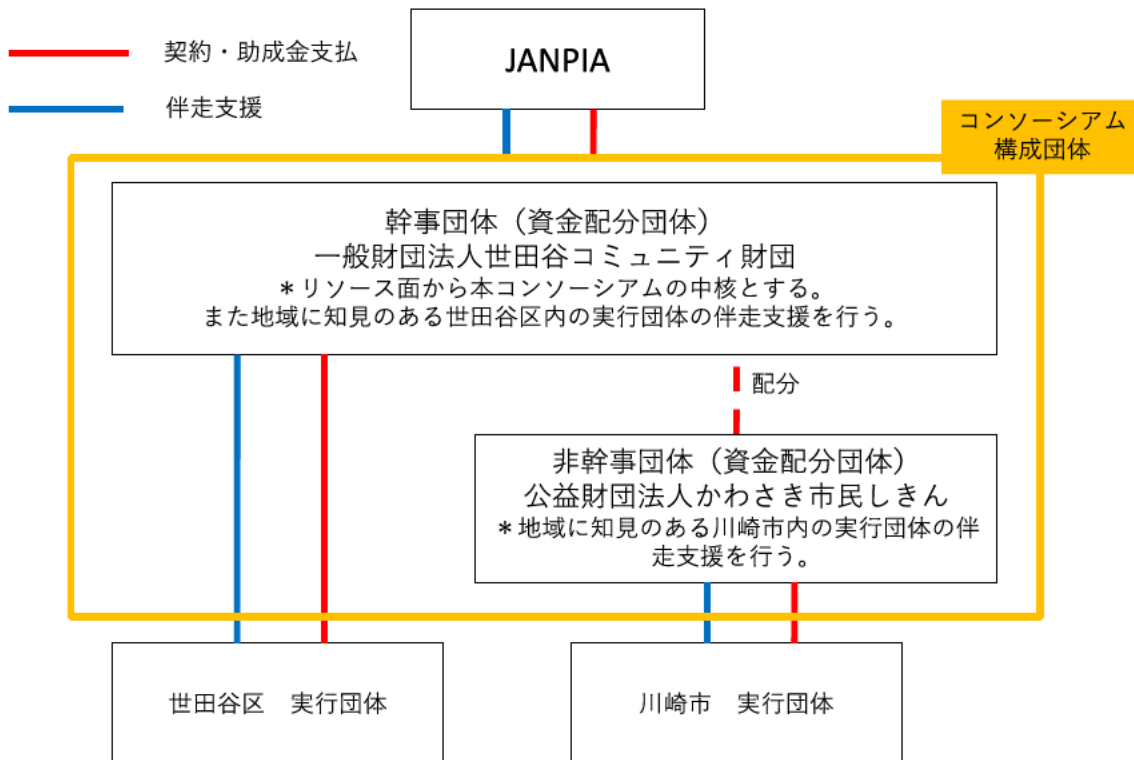


コンソーシアム実施体制表

1. コンソーシアムを組成する目的

世田谷と川崎は多摩川を挟んで合計人口で約 250 万人を数える一方、互いに転出入が多く見られるなど、昔から人や地域の結びつきが強い。また、世田谷は社会的孤立が見えにくい住宅地中心である一方、川崎は多様な地域特性があり、社会的な諸問題が浮き彫りになりやすい。そこで、世田谷では「社会的孤立の予防」、川崎では「社会的孤立に起因する諸問題の解消」をそれぞれ中心的に担うことで、全体として「都市部における社会的孤立の問題」に取り組むものとする。そして、社会的孤立の予防と課題の解消について、お互いに学び合うことでその経験を生かし合っていく。都道府県単位ではなく、自治体単位で地域密着しているからこそ、そして約 250 万人という人口的なインパクトがあるからこそ、このような課題に取り組むのにふさわしいと考える。なお、世田谷コミュニティ財団は、定款上、活動エリアの縛りがないため本コンソーシアムの幹事団体とする。

2. コンソーシアムの体制図



コンソーシアムに関する誓約書

申請日 2022年6月29日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

コンソーシアム構成団体

幹事団体: 一般財団法人世田谷コミュニティ財団 福永 順彦

幹事団体以外のコンソーシアム構成団体

構成団体: 公益財団法人かわさき市民しきん 廣岡 希美

構成団体:

構成団体: (印)

構成団体: (印)

我々、コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記3に記載した内容については、相違ないことを申し添えます。

記

1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。

2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した別紙(次の(1)～(4))の事項等

- (1) 欠格事由について
- (2) 公正な事業実施について
- (3) 規程類の後日提出について
- (4) 情報公開について(情報公開同意書)

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。
※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

以上